

第1期生 募集

外航日本人船員（海技者）確保・育成スキーム

募集案内

(平成19年度)



社団法人 日本船主協会

全日本海員組合

国土交通省

財団法人 日本船員福利雇用促進センター

1. 概要

■目的

外航日本人船員（海技者）確保・育成スキームは、(社)日本船主協会、全日本海員組合及び国土交通省で構成される協議会において運営されるもので、船員教育機関の卒業生を対象に、実際に運航される外航商船での実務経験を通じて、即戦力として活躍できる船員（海技者）としてのキャリア形成を図ることを目的とするものです。

■実施団体

財団法人 日本船員福利雇用促進センター
<Seamen's Employment Center Of Japan (SECOJ) >

■開始時期（第1期生）

平成19年10月1日

■期間

- 本スキームの期間は最長5年とし、導入研修期間1年とその後の乗船育成期間で構成します。
- 乗船育成期間開始から2年終了時に、進路指導委員会（仮称）による適性評価を行います。適性評価の結果、スキームの継続の必要性が認められる場合は、2年を限度に期間を延長することができます。

■育成内容

(1) 導入研修期間（1年目）

① 座学研修（前期2ヶ月・後期3ヶ月）

実践的なカリキュラムを通じ、実務上必要な基礎的能力を習得します。なお、座学研修は乗船研修を挟み、前期（導入座学）と後期（フォローアップ座学）に分けて実施します。

② 乗船研修（7ヶ月）

わが国外航船社が実際に運航している商船に研修生として乗船し、船舶職員に必要な実務能力を習得します。

(2) 乗船育成期間（2年目から最長5年目）

導入研修期間の考課を経て、わが国外航船社が実際に運航している商船に船舶職員として乗船し、船員（海技者）としてのキャリア形成を図ります。

■育成中の評価

導入研修期間の終了時及び乗船育成期間の一定期間毎に、進路指導委員会（仮称）による考課が行われます。この考課により、それぞれの実務能力の習得状況を見極めつつ、必要に応じた進路指導、就職斡旋等が行われていくこととなります。

■身分

(1) 導入研修期間

SECOJに「外航日本人船員（海技者）確保・育成スキーム研修生（仮称）」として登録します。

(2) 乗船育成期間

この間は、外航商船において実務経験を積むために、船員法上の船員として就労することとなるので、SECOJと有期雇用契約を結び、外航船社に出向することになります。

■待遇

(1) 導入研修期間

① 座学研修期間

- 座学研修に係る入学金・受講費用等は不要です。
- 所定の支度金・旅費を支給します。

② 乗船研修期間

- 乗船研修に係る研修費等は不要です。
- 所定の旅費を支給し、乗船中の食事・被服については無償提供します。

③ その他

導入研修期間をとおして所定の手当を支給するとともに、所定の傷害保険を付保します。

(2) 乗船育成期間

① 賃金等

- 乗船中は、月額 40 万円程度、下船中は、月額 20 万円程度の賃金を支払います。
- 賃金を含む労働条件は、就業規則によります。

② 社会保険

船員保険を付保し、厚生年金に加入します。

2. 募集内容

■応募資格

- 研修開始時点で、3級海技士試験（口述）の受験資格を有する者。なお、航海科にあっては、乗船育成開始までに第一級海上特殊無線技士の資格が必要です。
- 応募時の年令は、原則 30 才未満とします。

■募集定員

20 名程度

■応募方法

応募するものは、次の書類を SECOJ あて平成 19 年 5 月 31 日(木)までに郵送により申し込んで下さい。(当日消印有効)

- (1) 応募申込書（別添様式によるもの）
- (2) 写真二葉 たて 5cm × よこ 4cm (6 ヶ月以内に撮影したもの)

※応募申込書と健康証明書用

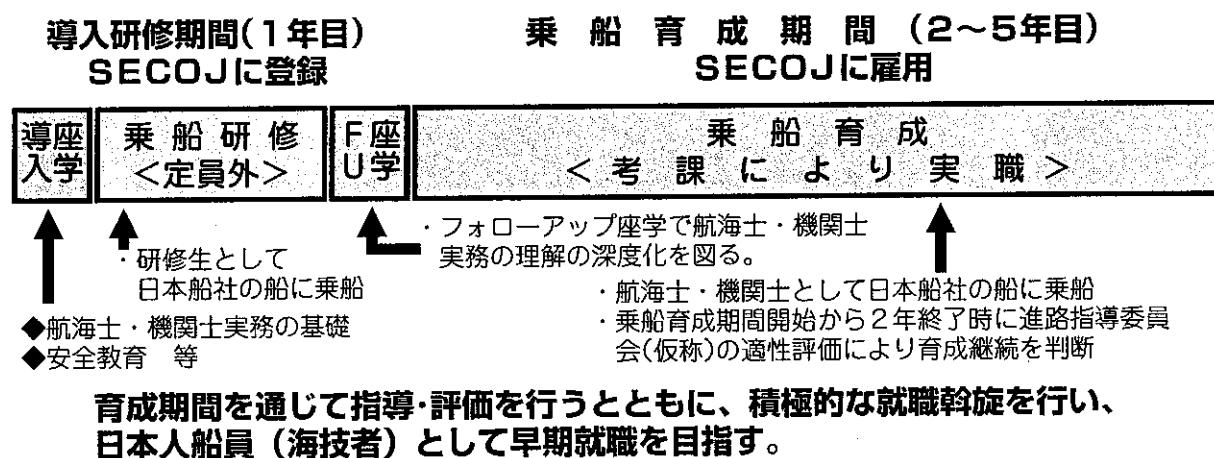
- (3) 次のいずれかの書類
 - ① 3 級海技士養成施設に在学中の者
 - i) 卒業見込証明書
 - ii) 成績証明書（入学年度～前年度）

- (2) 3級海技士養成施設を卒業した者
 - i) 卒業証明書
 - ii) 成績証明書（入学年度～卒業年度）
 - (4) 身体検査証明書（別添様式によるもの）
- ※(3)、(4)の書類は選考当日に持参しても結構です。

■選考

- 応募者に対し書類審査・面接により選考を行います。
- 面接場所（予定） 場所：東京都（SECOJ内会議室）
日時：平成19年6月頃
- 面接の場所・時間等の詳細については、追ってご連絡します。
- 選考結果は、追って通知します。
- 応募状況により、追加募集を行うことがあります。（詳細については、お問合せ下さい）

3. 育成スケジュール



4. スキーム終了後の扱いについて

本スキームは期間終了後の雇用を保証するものではありませんが、進路指導委員会（仮称）を常設し、期間を通じて進路指導を行うとともに、積極的に就職斡旋等を行います。期間中であっても就職が決定した場合、スキームを終了します。

(問合せ・応募先)

財団法人 日本船員福利雇用促進センター
〒104-0044 東京都中央区明石町1番29号 梅渓会ビル
TEL:03-3544-7706(代) FAX:03-3544-7708
<http://www.secoj.com/>

担当：雇用促進部